

資料— 1 会津若松市水防協議会

	職名
会長	会津若松市長
指定地方行政機関	関東森林管理局会津森林管理署長
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所長
	仙台管区気象台福島地方気象台若松測候所長
県	会津地方振興局長
	会津若松建設事務所長
	会津若松警察署長
指定公共機関	東日本電信電話(株)福島支店長
	東北電力(株)会津若松支社長
	東京電力(株)猪苗代電力所長
市及び消防機関	会津若松市副市長
	会津若松市企画政策部長
	会津若松市財務部長
	会津若松市総務部長
	会津若松市市民部長
	会津若松市健康福祉部長
	会津若松市観光商工部長
	会津若松市農政部長
	会津若松市建設部長
	会津若松市会計管理者
	会津若松市水道事業管理者
	会津若松市水道部長
	会津若松市教育委員会教育長
	会津若松市教育委員会教育部長
	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長
	会津若松市消防団長

会津若松市水防協議会条例

昭和 55 年 12 月 20 日
会津若松市条例第 26 号
改正 平成 12 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、会津若松市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者のうちから委嘱された委員は、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(委員の代理)

第 4 条 関係行政機関の職員たる委員又は水防に関係のある団体の代表者たる委員に事故があるときは、あらかじめその指名する職務上の代理者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

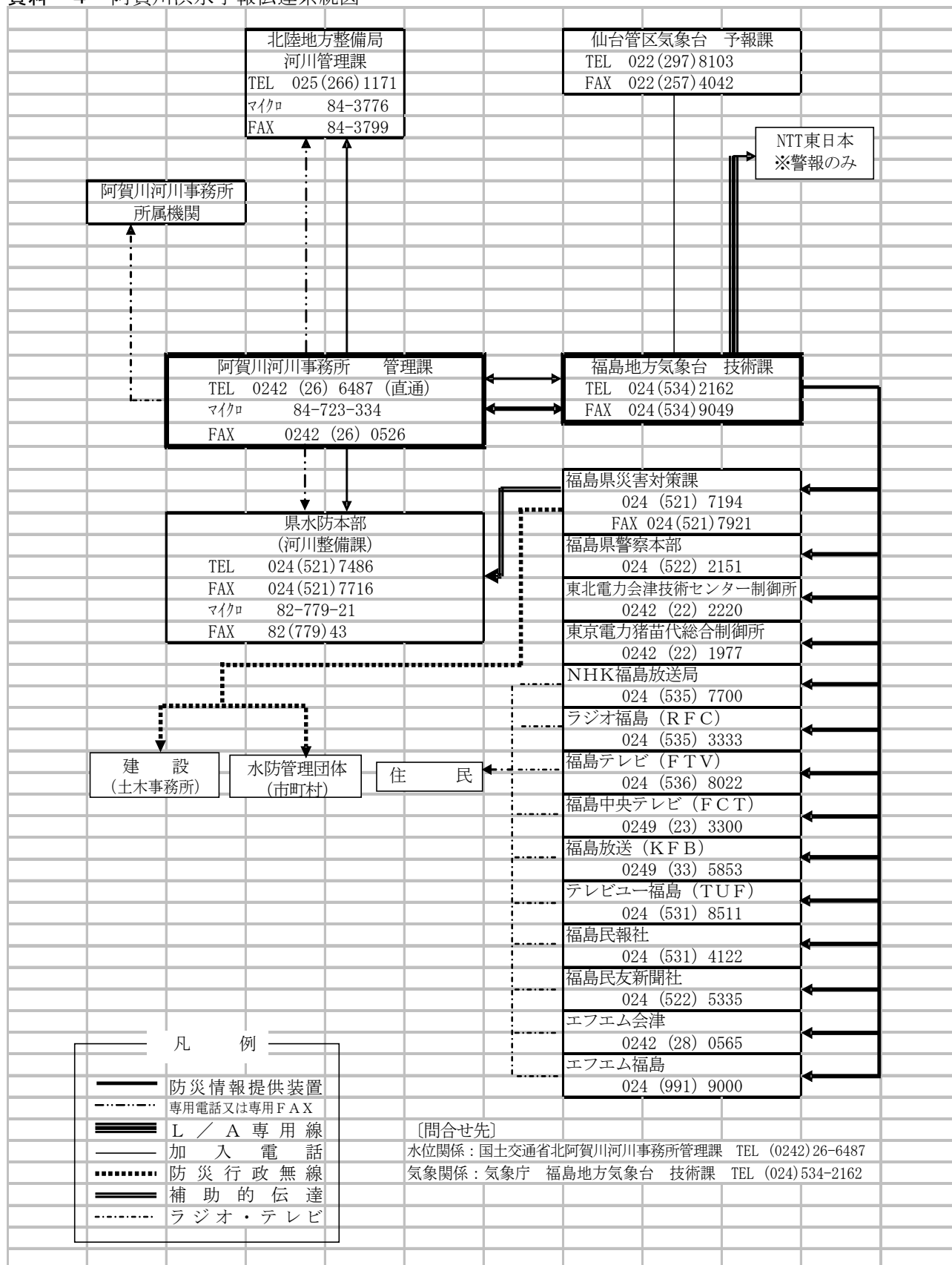
第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

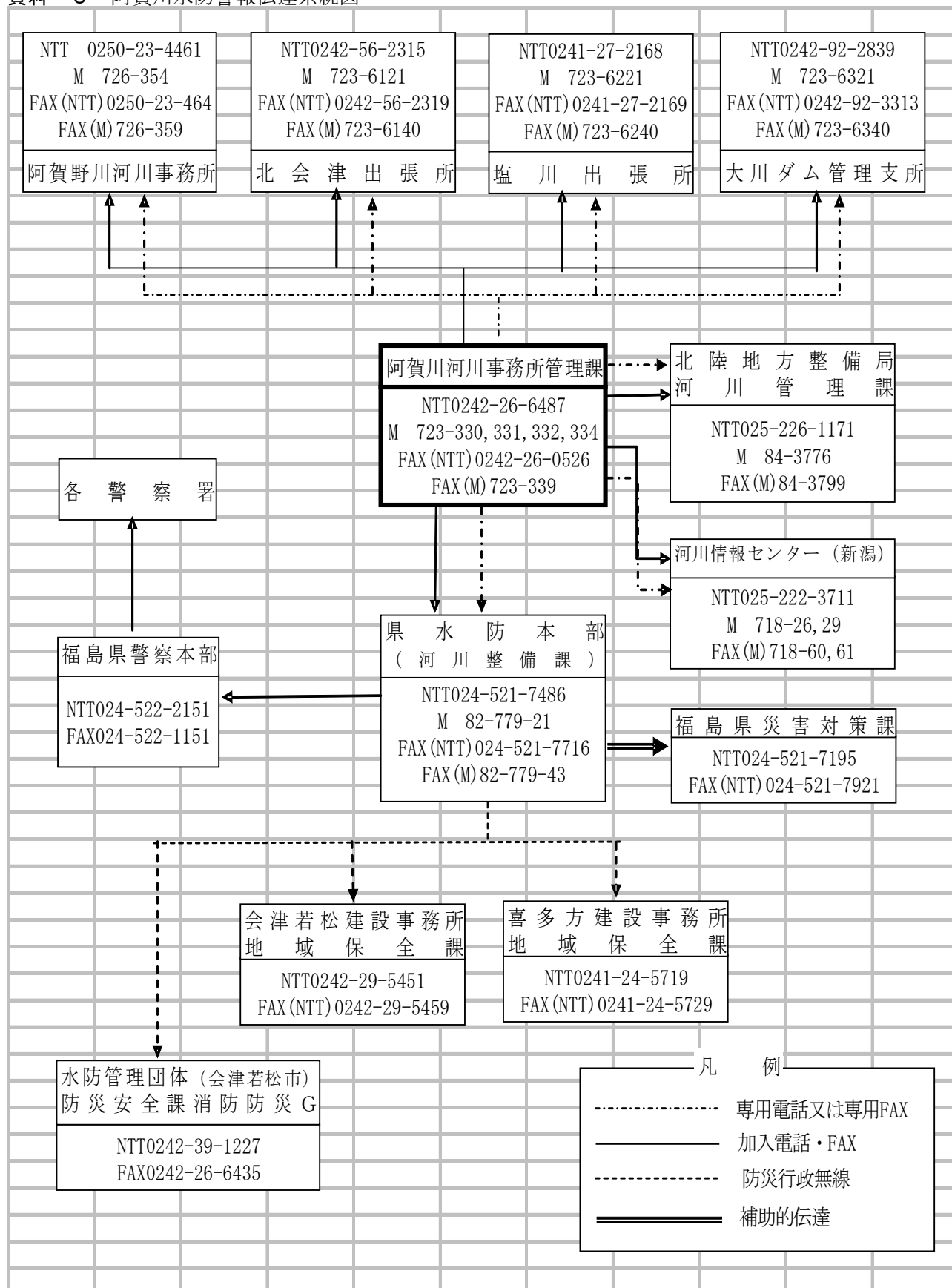
この条例は公布の日から施行する。

[illegible]

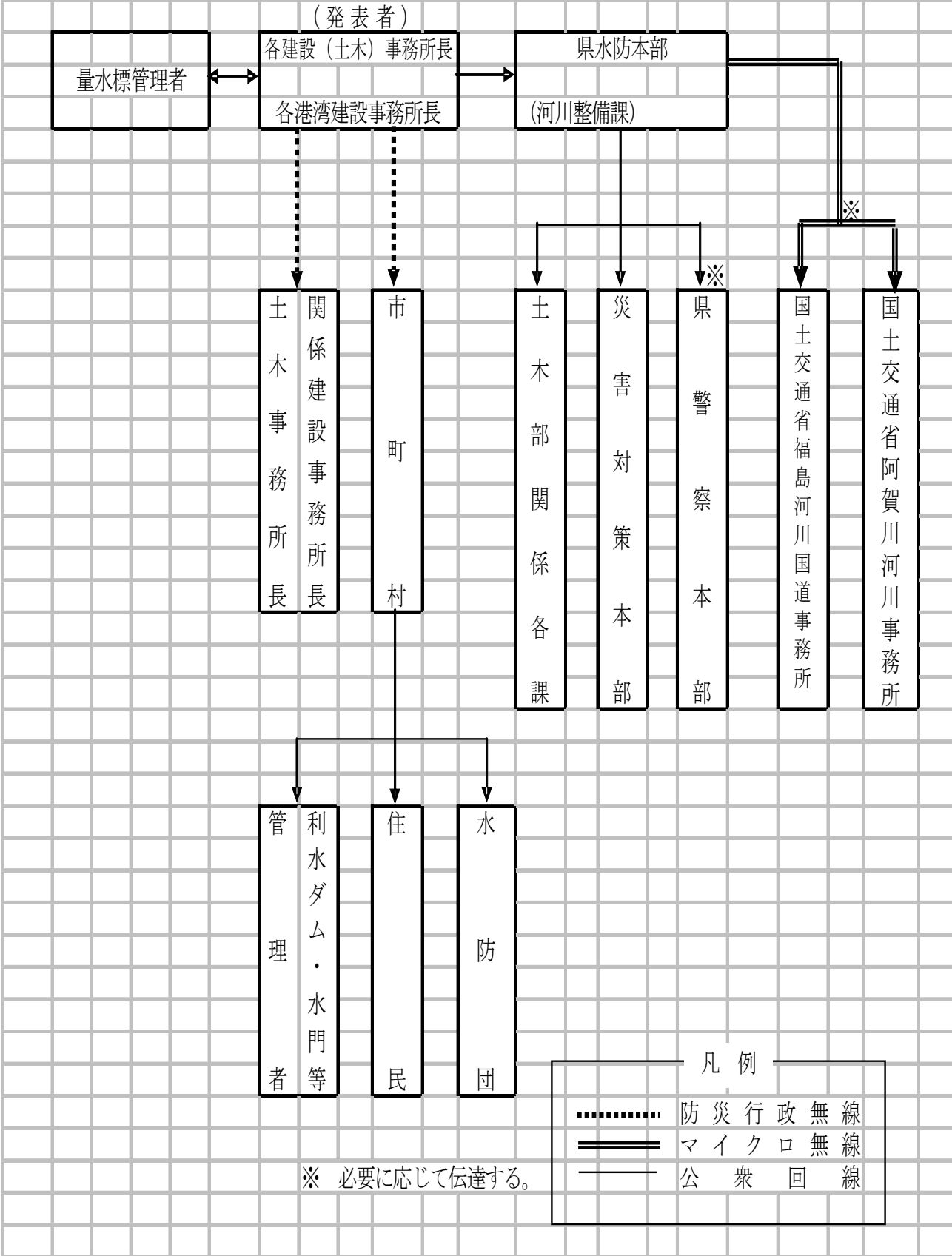
資料—4 阿賀川洪水予報伝達系統図



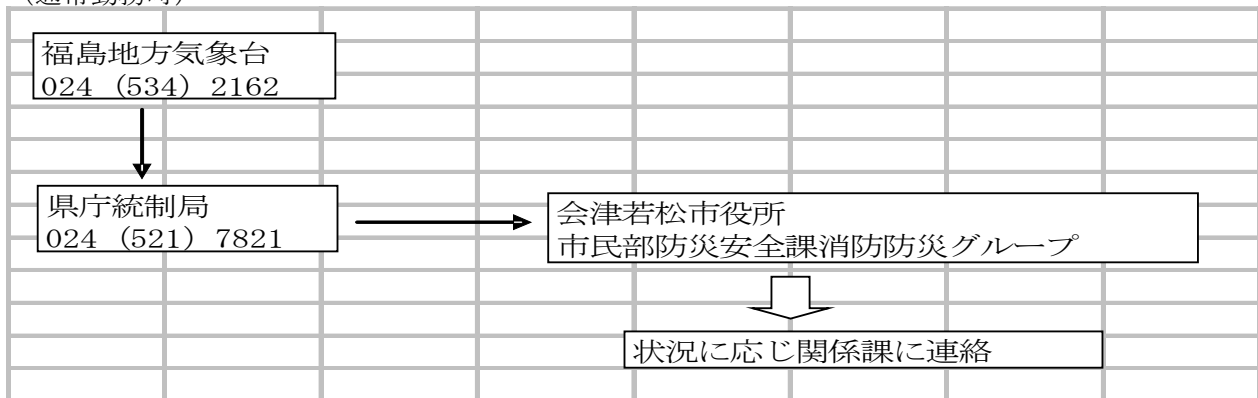
資料—5 阿賀川水防警報伝達系統図



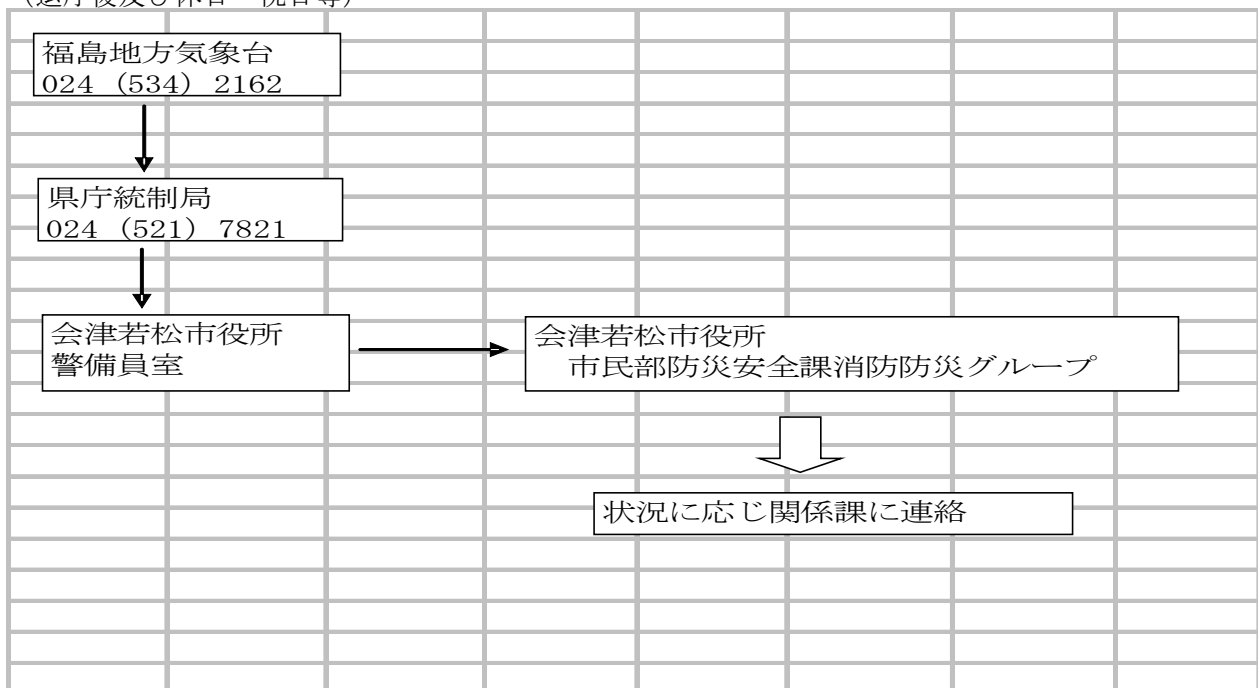
資料—6 福島県水防警報伝達系統図



(通常勤務時)



(退庁後及び休日・祝日等)



8

[illegible]

④ 午前 午後 日 時刻 市 町 村 地区の人口被害は、
 死者 名、行方不明者 名、重軽傷者 名です。
 住家の被害は、全壊、半壊、主壊、半壊 戸で、
 床上浸水 戸、床下浸水 戸です。 浸水面積は
 宅地 ha、田畑等 haです。

イ、浸淫も被害が増大しています
 ロ、調査が進めばさらに被害が増大するものと思われる。
 ハ、浸水はしめめたので、今後は、被害が増大はないものと思われる。

⑤ 避難状況

市 町 村 地区住民は 日 午前 午後 時
 イ、に出された の避難命令により
 ロ、 警察署の避難命令により
 ハ、自主的に

二、避難しはしめめました。
 ホ、避難しています。
 ハ、避難を終了しました。

⑥ 避難、通報の確認

受報者	相手方連絡者	受報時間
通報者	相手方連絡者	日 午前 午後 時 分
		日 午前 午後 時 分
		日 午前 午後 時 分
		日 午前 午後 時 分

福島県水防信号規則

福島県規則第 9 1 号
昭和 24 年 9 月 24 日

第 1 条 水防法第 2 0 条第 1 項の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一、第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- 二、第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 三、第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 四、第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第 2 条 水防信号は別に定める区域及び方法に従って発する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別表

水防信号

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止府）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止
第 2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止
第 3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止
第 4 信号	乱 打	約 1 分 5 秒 1 分 ○ー 休止 ○ー

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険があった時は口頭伝達により周知させるものとする。

資料―8 水防団受持ち区域

分 団	区 域
第1分団	栄町、東栄町、西栄町、山鹿町、追手町、城南町、南町、表町、城東町、城前、徒之町、花春町、宝町、天寧寺町、花見ヶ丘一丁目、花見ヶ丘二丁目、花見ヶ丘三丁目、建福寺前の一部、湯川南、天神町の一部、米代一丁目の一部
第2分団	中町、大町一丁目の一部、大町二丁目の一部、駅前町の一部、石堂町の一部、城北町、七日町、日新町、八日町、西七日町の一部、金川町の一部
第3分団	滝沢町の一部、蚕養町の一部、旭町、相生町、上町、行仁町、宮町、千石町、南千石町、東千石一丁目の一部、東千石二丁目、一箕町の一部(大字八角字中村東)、花畑東、平安町、桧町
第4分団	本町、緑町、新横町、御旗町、材木町一丁目、材木町二丁目、城西町、川原町、湯川町、米代一丁目の一部、米代二丁目、南花畑、錦町、桜町、館脇町、門田町の一部(大字日吉字対馬館)、材木町
第5分団	馬場町、馬場本町、昭和町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、大町一丁目の一部、大町二丁目の一部、駅前町の一部
第6分団	町北町、金川町の一部、石堂町の一部、西七日町の一部、インター西の一部
第7分団	湊町
第8分団	一箕町、山見町、飯盛一丁目、飯盛二丁目、鶴賀町、居合町、堤町、扇町、白虎町、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目、中島町、滝沢町の一部、蚕養町の一部
第9分団	高野町、インター西の一部
第10分団	神指町、住吉町、日吉町、五月町、幕内東町、柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目
第11分団	門田町、館馬町、明和町、天神町の一部、北青木、建福寺前の一部、古川町、東年貢一丁目、東年貢二丁目、西年貢一丁目、西年貢二丁目
第12分団	大戸町
第13分団	東山町、東千石一丁目の一部、東千石三丁目、和田一丁目、和田二丁目、慶山一丁目、慶山二丁目
第14分団	北会津町下荒井、北会津町蟹川、北会津町真宮、真宮新町北一丁目、真宮新町北二丁目、真宮新町北三丁目、真宮新町北四丁目、真宮新町南一丁目、真宮新町南二丁目、真宮新町南三丁目、真宮新町南四丁目、北会津町中里、北会津町石原、北会津町白山、北会津町田村山、北会津町安良田、北会津町宮ノ下、北会津町館、北会津町出尻、北会津町和泉
第15分団	北会津町小松、北会津町東小松、北会津町新在家、北会津町松野、北会津町両堂、北会津町上米塚、北会津町下野、北会津町三本松、北会津町水季の里、北会津町古館、北会津町下米塚、北会津町柏原、北会津町西麻生、北会津町大島、北会津町麻生新田、北会津町天満、北会津町古麻生、北会津町北後庵、北会津町金屋、北会津町西後庵
第16分団	北会津町中荒井、北会津町二日町、北会津町東麻生、北会津町ほたるの森、北会津町鷲林、北会津町宮袋、北会津町今和泉、北会津町寺堀、北会津町本田、北会津町十二所、北会津町宮袋新田
第17分団	河東町広田、河東町倉橋、河東町金田、河東町浅山、河東町南高野、河東町東長原、河東町郡山の一部
第18分団	河東町八田
第19分団	河東町熊野堂、河東町広野、河東町大田原、河東町岡田、河東町福島、河東町代田、河東町谷沢、河東町郡山の一部

資料—9 重要水防区域

1 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所管轄河川

(堤防断面)

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長	危険概要 (重要度)	対策工法等
			種 別			
阿賀川	右 岸	神指町大字高久 ～神指町大字北四合	堤防断面 不足	600m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合	堤防断面 不足	300m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合 ～神指町大字中四合	堤防断面 不足	500m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合 ～神指町大字中四合	堤防断面 不足	700m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字南四合字内川原	堤防断面 不足	800m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字南四合字下川原 ～門田町大字飯寺字下川原	堤防断面 不足	1,000m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	門田町大字一の堰字土手下 ～門田町大字一の堰字堰場	堤防断面 不足	300m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	大戸町大字上雨屋字番定免 ～大戸町大字上三寄字堤外	堤防断面 不足	1,500m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工

(法崩れ・すべり)

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長	危険概要 (重要度)	対策工法等
			種 別			
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合	法崩れ すべり	1,700m	決壊 (B)	土のう積工
阿賀川	右 岸	神指町大字南四合	法崩れ すべり	600m	決壊 (B)	土のう積工

(漏水)

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長	危険概要 (重要度)	対策工法等
			種 別			
阿賀川	左 岸	北会津町真宮狐塚	漏水	170m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字上吉六 ～神指町大字中四合字村添	漏水	490m	決壊 (B)	月の輪工 シート張工

(水衡・洗堀)

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長	危険概要 (重要度)	対策工法等
			種 別			
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字外川原乙 ～神指町大字北四合字上川原甲	水衡・ 洗堀	450m	決壊 (B)	木流し工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字上吉六 ～神指町大字中四合字上吉六	水衡・ 洗堀	160m	決壊 (A)	木流し工 シート張工
阿賀川	右 岸	神指町大字中四合字村添	水衡・ 洗堀	200m	決壊 (B)	木流し工 シート張工
阿賀川	左 岸	北会津町大字伊和保字中川原	水衡・ 洗堀	200m	決壊 (B)	木流し工 シート張工
阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺字中川原 ～門田町大字飯寺字上川原	水衡・ 洗堀	110m	決壊 (B)	木流し工 シート張工
阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺字上川原	水衡・ 洗堀	300m	決壊 (B)	木流し工 シート張工
阿賀川	右 岸	門田町大字一の堰字中島	水衡・ 洗堀	210m	決壊 (B)	木流し工 シート張工

(工作物)

河川名	左右岸別	位 置	構造物名	評定	現況	予想される危険
			管理者			
阿賀川	左 岸 右 岸	北会津町大字蟹川字外村東 神指町大字南四合字才ノ神	蟹川橋 福島県	B	余裕高不足	決壊
阿賀川	左 岸 右 岸	北会津町大字上米塚字村東 門田町大字飯寺字上川原	大川橋梁 JR 東日本	B	余裕高不足	決壊
日橋川	左 岸	河東町大字福島字割田	島排水樋管 福島県	A	閉門不能	内水湛水
湯川	右 岸 左 岸	神指町大字南四合字才ノ神 神指町大字中四合字村南	天神橋 会津若松市	B	余裕高不足	決壊
湯川	右 岸 左 岸	神指町大字南四合字柳原 神指町大字中四合字川向	柳原橋 福島県	B	余裕高不足	決壊
湯川	左 岸	神指町大字南四合字柳原	黒川排水樋管 会津中央土改	A	浸透路長不足	決壊

(要注意区間：旧川跡)

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長
			種 別	
阿賀川	左 岸	北会津町真宮狐塚	旧川跡	170m
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字東神指境	旧川跡	220m
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字西堀	旧川跡	120m
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字西川原	旧川跡	70m
阿賀川	右 岸	神指町大字北四合字西川原	旧川跡	150m
阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺字村西	旧川跡	430m
阿賀川	右 岸	門田町大字飯寺字上川原	旧川跡	180m
日橋川	左 岸	河東町大字福島字村北	旧川跡	100m
日橋川	右 岸	河東町大字福島字村北	旧川跡	250m

2 会津若松建設事務所管轄河川

河川名	左右岸別	位 置	評定基準	延 長	危険概要	対策工法等
			種 別			
旧湯川	両岸	神指町大字黒川字石上	堤防断面	1,500m	越水	土のう積
旧湯川	両岸	高野町大字高野字界沢	堤防断面	1,000m	越水	土のう積

資料—10

重要水防区域評定基準（河川）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と、現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はない	

		が、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所です。必要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の工質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所です。必要の対策が未施工の箇所。	
水衡・洗掘	水衡部にある堤防の全面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置を必要とする堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡。旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所

資料—11

水防通報及び避難場所

(会津若松建設事務所管内)

河川名	決壊予想位置	氾濫面積 (ha)	避難場所	決壊通報及び連絡者	避難命令責任者	巡視者及び連絡者
旧湯川	神指町大字黒川字石上	3	第 6 中学校	第 10 分団長	会津若松市長	第 5 班長
旧湯川	高野町大字界沢字界沢	20	永和小学校	第 9 分団長	会津若松市長	上高野班長

(会津若松市避難場所)

No.	名 称	所 在 地
1	鶴城小学校	東栄町 7－7
2	城北小学校	城北町 2－1
3	行仁小学校	行仁町 6－1
4	城西小学校	川原町 4－1
5	謹教小学校	米代一丁目 5－3 3
6	日新小学校	日新町 7－4 0

7	湊小学校	湊町大字共和字上馬渡 1 7 1
8	一箕小学校	山見町 2 2 0
9	松長小学校	一箕町松長四丁目 9 - 2
10	永和小学校	高野町大字上高野字村内 4 3 - 1
11	神指小学校	神指町大字高瀬字大道東 1 0 8 - 3
12	門田小学校	門田町大字中野字村前 1 - 1
13	城南小学校	門田町大字黒岩字大坪 2 5 - 1
14	大戸小学校	大戸町上三寄大豆田 1 1 6
15	東山小学校	慶山一丁目 2 - 1
16	小金井小学校	門田町大字日吉字小金井 4 8
17	荒舘小学校	北会津町下荒井字八幡前 13
18	川南小学校	北会津町小松 490-2
19	河東学園小学校	河東町南高野字金剛田 1
20	旧赤井小学校	湊町大字赤井字赤井 5 - 1
21	旧原小学校	湊町大字原字新橋 1 1 8
22	旧双潟小学校	湊町大字静潟字宮ノ前 1 9 - 1
23	旧河東第一小学校	河東町広田字塩新 2 0 5
24	旧河東第二小学校	河東町八田字八田野 127
25	旧河東第三小学校	河東町大田原字村中 186
26	第一中学校	蚕養町 1 1 - 1
27	第二中学校	城前 1 - 7
28	第三中学校	湯川町 4 - 2 0
29	第四中学校	桜町 1 1 0
30	第五中学校	門田町大字御山字村下 3 1 4
31	第六中学校	神指町大字黒川字湯川東 296
32	湊中学校	湊町大字共和字上馬渡 226-1
33	一箕中学校	一箕町大字八幡字堰下 7 0
34	大戸中学校	大戸町上三寄香塩 2 1 1 - 1
35	北会津中学校	北会津町中荒井 2107-1
36	河東中学校	河東町広田字東 116
37	福島県立会津学鳳中学校・高等学校	一箕町大字八幡字八幡 1 - 1
38	福島県立葵高等学校	西栄町 4 - 6 1
39	福島県立会津高等学校	表町 3 - 1
40	福島県立会津工業高等学校	徒之町 1 - 3 7
41	福島県立若松商業高等学校	米代一丁目 3 - 3 1
42	公立学校法人会津大学	一箕町大字鶴賀字上居合 9 0
43	公立学校法人会津大学短期大学部	一箕町大字八幡字門田 1 - 1
44	河東第一幼稚園	河東町広田字塩新 182
45	河東第三幼稚園	河東町熊野堂字高舘 175
46	広田保育所	河東町広田字横堀 15
47	八田保育所	河東町八田字八田野 310
48	大田原保育所	河東町大田原字村中 152
49	河東総合体育館	河東町浅山字石堀山 45
50	中央公民館神指分館	神指町大字高瀬字大道東 105
51	湊公民館	湊町大字共和字西田面 45
52	大戸公民館	大戸町上三寄香塩 479
53	北公民館	高野町大字上高野字村前 28

54	南公民館	門田町大字中野字大道西 13
55	一箕公民館	北滝沢二丁目 5-6
56	東公民館	慶山一丁目 1-53
57	北会津公民館	北会津町中荒井字宮西 1-1
58	河東公民館	河東町郡山字中子山 32
59	北会津農村環境改善センター	北会津町中荒井字宮西 16
60	河東農村環境改善センター	河東町南高野字向原 19
61	八田地区交流センター	河東町八田字八田野 539
62	鶴ヶ城公園	城東町、追手町地内
63	会津総合運動公園	門田町大字御山字村上 1 6 4
64	小田山公園	門田町大字黒岩字主山丙 4 6 0 - 1
65	名子屋町児童公園	大町二丁目 7
66	住吉児童公園	材木町一丁目 183
67	中央児童公園	栄町 8 7
68	つばくろ公園	城前 6 0 - 1
69	諏訪公園	本町 3 3
70	小田垣公園	城東町 3 5 1
71	駅前公園	駅前町 4 0 6
72	薬師公園	館馬町 1 5 3
73	七日町公園	西七日町 1 3 7 (及び八日町 2 5 4)
74	材木町公園	材木町二丁目 173
75	旧福島県立会津学鳳高等学校	追手町 2 - 4 1
76	緑町公園	緑町 2 3 4
77	金川町公園	金川町 5 5 6
78	大町中央公園	中央二丁目 1 2 0
79	大町白虎公園	白虎町 8 2 - 1
80	日新町公園	日新町 6 8 9
81	大川幼児公園	幕内東町 1 2 5
82	居合 1 号公園	居合町 2 7
83	石堂町公園	町北町大字上荒久田字崖下 1 8
84	黒岩公園	天神町 3 2 0
85	城西町公園	城西町 1 3 5
86	愛宕山公園	慶山二丁目 9 4
87	大塚山墓園	一箕町大字八幡字北滝沢 1
88	飯盛 1 号公園	一箕町大字八幡字牛ヶ墓 3 0 2-4 5
89	鶴賀 3 号緑地	堤町 1 2 6
90	東部公園	桧町 4 1 8
91	福島県立葵高等学校第二グラウンド	東栄町 2 - 7 2
92	松長 1 号公園	一箕町松長一丁目 1 - 1
93	八幡 2 号緑地	飯盛二丁目 8 4
94	つるかめ公園	一箕町大字亀賀字上居合 1 5 0-3 4
95	徳久 4 号緑地	門田町大字徳久字竹之元 1 0 6 9-1 0
96	松長 1 号緑地	一箕町松長二丁目 2 - 1 7
97	高塚公園	河東町南高野字葉山 2
98	南高野農村公園	河東町南高野字南高野 5-2
99	漆沢農村公園	河東町八田字漆沢 48
100	桜石農村公園	河東町八田字桜石 109

101	稲荷原農村公園	河東町八田字水上 100
102	八田野農村公園	河東町八田字宮ノ上 1
103	強清水農村公園	河東町八田字清水廻戸山 1113
104	西部農村公園	河東町代田字北畑 396
105	郡山農村公園	河東町郡山字東 29-1
106	代田農村公園	河東町代田字代田 18
107	岡田農村公園	河東町岡田字方便 44

資料－12 水位・雨量観測所（会津若松市管内）

1 水防活動に必要とする観測所

観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	観測員名	関係する代表的な河川
会津若松建設事務所	追手町 7 番 5 号	レメーター	福島県	会津若松建設事務所	湯川、瀬川
東山ダム管理所 (水防東山)	東山町大字湯本字境沢山 334-2	レメーター	福島県	会津若松建設事務所	湯川
中湯川雨量	東山町大字湯本字志戸 192	レメーター	福島県	会津若松建設事務所	湯川、原川

2 その他の観測所

観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	観測員名	関係する代表的な河川
若松測候所	材木町 1-9-49	自記	気象庁	若松測候所	湯川
東山観測所	東山町大字湯川字柿妻丙	自記	国土交通省	阿賀川河川事務所	湯川
十六橋雨量観測所	湊町大字赤井字戸ノ口	レメーター	国土交通省	阿賀川河川事務所	湯川
大川ダム雨量観測所	大戸町大川字季平 2	レメーター	国土交通省	阿賀川河川事務所	阿賀川
若松観測所	表町 2 番 70 号	レメーター	国土交通省	阿賀川河川事務所	湯川
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	北会津中荒井字諏訪前 1 1	自記	会津若松地方広域市町村圏整備組合	消防本部	不動川

3 水防活動に必要とする量水標

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員
湯川	湯川橋水位観測所	湯川町	1.30	1.80	1.90	会津若松建設事務所	会津若松建設事務所	レメーター	会津若松建設事務所

4 その他の量水標

河川名	量水標の 名称	量水標の位 置	水防 団待 機水 位	氾濫 注意 水位	避難判 断水位	通報先	管理者名	自記普通 の別	観測員
阿賀川	小谷観測 所	大戸町大字 上三寄	-	-	-	阿賀川河川事 務所	阿賀川河川 事務所	テメーター	阿賀川河川事 務所
日橋川	十六橋観 測所	湊町大字赤 井字戸ノ口	-	-	-	阿賀川河川事 務所	阿賀川河川 事務所	テメーター	阿賀川河川事 務所
湯川	新湯川観 測所	御旗町	-	-	-	阿賀川河川事 務所	阿賀川河川 事務所	自記	阿賀川河川事 務所
湯川	東山観測 所	東山町大字 湯本	-	-	-	会津若松建設 事務所	東山ダム管 理事務所	テメーター	東山ダム管理 事務所

○ 水 防 法

昭和24年6月4日
法 律 第193号
最終改正 平成17年5月2日
法 律 第 37号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門^{こゝ}の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
(昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・一部改正)

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。
(昭三三法八・全改)

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。
(昭三三法八・追加)

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていゝる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていゝる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(昭三三法八・追加)

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(平一七法三七・追加)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

3 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。
(昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・一部改正)

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。
(平一一法八七・一部改正)

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
(昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・一部改正)

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそ

れがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。
(平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下)

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正)

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(平一七法三七・追加)

(浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。
(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。）」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下)

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正)

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正)

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正)

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一七法三七・旧第十三条繰下)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正)

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下)

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(平一七法三七・旧第十七条繰下)

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正)

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正)

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下)

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正)

(立退きの指示)

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正)

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一七法三七・旧第二十三条繰下)

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下)

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第三十二条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正)

(水防協議会)

第三十三条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。
(昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正)

(水防団員の定員の基準)

第三十四条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。
(平一七法三七・旧第二十七条繰下)

(水防訓練)

第三十五条 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
(平一七法三七・旧第二十八条繰下・一部改正)

第五章 水防協力団体

(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 水防に関する調査研究を行うこと。

四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(平一七法三七・追加)

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。
(平一七法三七・追加)

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(平一七法三七・追加)

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
(平一七法三七・追加)

第六章 費用の負担及び補助

(昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下)

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
(平一七法三七・旧第三十二条繰下)
(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正)

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下)

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平一七法三七・旧第六章繰下)

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正)

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下)

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。
(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下)

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。
(平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
(平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)

第八章 罰則

(平一七法三七・旧第七章繰下)

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下)

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正)

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

(平一七法三七・全改)

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

(平一七法三七・全改)

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

(平一七法三七・全改)

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月一日法律第一四〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。(警察法の施行の日＝昭和二十九年七月一日)

附 則 (昭和三十〇年七月一日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年六月一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三二年五月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。(昭和三二年政令第二五三号で昭和三二年八月一〇日から施行)

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（昭和三三年政令第九五号で昭和三三年五月一日から施行）

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和三七年六月二三日法律第九四号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。(平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔次の法律は、未施行〕

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(抄)

(平成十八年六月二日)

(法律第五十号)

(水防法の一部改正)

第四百条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

